

## [書評]

岩下弘著

『イギリスと日本の流通政策』

大月書店、2007年、250頁、定価（本体3,400円＋税）

鷺尾 紀吉

- 〈目次〉
1. 日英流通政策の優れた研究書
  2. 本書の構成と概要
  3. 視点と展望

## 1. 日英流通政策の優れた研究書

わが国の流通政策、とりわけ大型店出店調整政策は、2000年6月に大規模小売店舗立地法が施行されたことにより、従来の大型店と中小店の商業調整から大型店周辺の生活環境の保持のため、その施設の配置および運営方法について適正に行われることを確保するという立地調整へと変わった。

この法律が施行されて7年ほど経過するが、いまだこの法律に基づく新しい流通政策の評価が定まっていない状況で、最近になって大型店の郊外出店を禁止すべきであるという大型店出店規制論が強く主張されるようになり、実際に一部の自治体では都市計画によって大型店の郊外出店の規制を実施したところもみられるなど、わが国の流通政策は一転して規制に向かうなど、混迷の度を深めている。

なぜ流通政策は大転換したのか。また最近の流通政策の揺り戻しはどうか考えるべきか。いやその前に、流通政策とは何か、規制緩和と小売業の出店規制とはどうかかわり合いがあるのか、出店規制から商業調整という変化はなぜもたらされたのか、小売店舗の設置と環境問題はどのような関係にあるのか、消費者保護あるいは消費者の権利とはどのような概念なのか、さらには諸外国の流通政策はどのようになっているのか、日本に参考となるべき政策はあるのか、というさまざまな疑問が浮かび上がってくる。このような問に的確に答えてくれるのが、本書である。

本書は、日本の流通政策を考察するに当たって、イギリスの流通政策の概念、歴史、手法、運用実態等を論じ、イギリスの都市計画の思想、行政の取組み、営業時間に対する考え、店舗近隣住民の保護等の面において、日本が学ぶべき点が少なからずあると述べる。

イギリスでは、1960年代に中小小売商の淘汰が進み、今ではコーナーショップといわれた中小小売商はほとんど姿を消してしまった状況下にあるが、1990年代に入って大型店の郊外出店は原則禁止とされたため、大規模商業資本は中心部への小型店出店に切り換えた。日本ではどうか。日本では大規模商業資本が資本・業務提携、経営統合等により、より一層の大規模化を図ることによって、自己競争力を強化している。その結果生じる現象は、地域小売商業の寡占化であり、他方では中小小売商業お

よびその集団としての商店街の衰退の深刻化であると著者は指摘する。

このような状況を解決するためにはどのようにしたらよいのだろうか。コミュニティー崩壊の再生策に絶対的な政策はないし、また出店規制だけでまちの再生が可能など簡単ではない。しかし今の時点で最低限すべきことは、大型店に対する資本規制と撤退規制であると著者は主張する。

本書は、著者が今までに数多く発表した論文の中から、イギリスと日本の流通政策に関する13本の論文を集め、最低限の加筆・訂正を加えた上で、イギリスと日本の流通政策が比較検討できるように編集したものである。本書に収録されている論文の公表時期は異なっているが、勤労者の消費者の視点から流通政策を論じるという点では首尾一貫した内容となっている。またイギリスとの国際比較等を通じて、流通政策の根源的理念、政策の本源的あり方等を深く考究し、その学問的魅力に引き込まれる日英流通政策に関する優れた研究書となっている。以下、本書の構成と概要を述べることにしよう。

## 2. 本書の構成と概要

本書は、序章で地域における商業のあり方を分析し、地域と商業の存立意義を論じて第1章以下の本論に対する導入部分を提示した上で、第1章から第5章まではイギリスの出店規制政策と営業時間規制政策（商店法、日曜営業法）を分析している。第6章から第13章までは日本の流通政策を分析している。これについては、前半の第5章から第10章までは日本の出店規制政策、商業調整、規制緩和、流通政策の大転換等流通政策そのものを直接的に扱っているが、後半の第11章から第13章までは消費者政策、生協および独禁政策という流通政策を考察する上での外延的部分を論じている。以下、各章ごとに概要を述べることにする。

### 序章 地域と商業

序章では、まず『70年代の流通』、『80年代の流通産業ビジョン』、『90年代の流通ビジョン』、そして『21世紀に向けた流通ビジョン』という70年代以降に政府が提示した各流通ビジョンをレビューし、各ビジョンで地域と商業のあり方がどのように認識し、提言されたかを論じている。次に『21世紀に向けた流通ビジョン』において、

まちづくりにおける商業集積の多様な機能から社会資本へと位置づけていることに着目して、地域商業のインフラとしての商業はどうあるべきかについて考察を行っている。著者は、地域社会における小売業の基本的機能は、地域住民の生活に必要な財の供給であり、またこれはライフラインそのものであると述べる。そして、商業における商業施設の適正配置と需給調整が求められ、大型店に対しては出店規制ばかりでなく撤退規制も必要であるとする。さらに、まちづくりに関し、地域住民としての事業者の考えが必要であり、また地域産業としての商業という概念も重要であると主張する。

### 第1章 イギリスの出店規制政策

本章では、イギリスの出店規制政策の特徴、立地規制の枠組み、出店規制のガイドライン、再審査等出店規制政策を分析し、日本が学ぶべき点を析出している。

まずイギリスの流通政策の特徴を明らかにしている。イギリスの流通政策は、3つの側面から成り立っている。第1は立地規制＝出店規制、第2は営業時間規制、第3は構造規制である。また流通問題の研究は、日本では経済学、商業学からのアプローチであるのに対し、イギリスではほとんどが地理学からのアプローチであり、そして日本の研究者が大型店問題をはじめ関係諸法をも研究領域に取り組んでいるのに対し、イギリスの研究者は法そのものを扱わないため、流通研究者の参加は少ないし、法律学者にいたっては皆無に近いとイギリスの流通研究の特徴を述べる。

イギリスでは小売業の出店を直接規制対象とする法律はなく、すべて土地利用規制法＝都市・農村計画法に基づいているとし、その立地規制の枠組みを説明する。小売業者が出店を希望する場合は、当該地方計画当局に出店を申請するが、その審査に当たっては環境省が示した出店規制ガイドラインに基づいて行われる。審査に不服がある場合は、再審査という制度が設けられているが、規制緩和の影響で地方計画当局ノー、国レベルではイエスという傾向が増加していると述べる。

このようにイギリスにおける出店規制では、小売業者に調整・判断をゆだねず、最終的には環境省の所管となっている。これは日本でも学ぶべき点であると主張する。

### 第2章 イギリス商店法と営業時間、第3章 イギリス商店法をめぐる諸問題、第4章 イギリス商店法の廃法問題

これら3つの章は、15世紀からの歴史をもつイギリスの営業時間規制政策を、サッチャー首相（当時）の「商店法」(The Shops Act 1950、以下 Act, 1950 という) 廃法化＝営業時間自由化をめぐる論じたものである。これらの3つの章は、いずれも1986年に連載して執筆されたもので、3つの章が一連となって構成されている論文となっている。

Act, 1950 は、通称「オウルド委員会」報告書が提出されたことを契機として、主として日曜営業 (Sunday Trading) の議論が再燃・本格化し、1985年にはサッチャー首相が Act, 1950 の廃止を議会に提案したが、1986年3月に最終的に議会で否決されたが、しかしこれで議論が終わったわけではない。第2章では、このような議論が生じている Act, 1950 が制定された背景、その歴史、概要等を論じている。

第3章では、Act, 1950 の問題を考えるに当たって、1950年と1982年のイギリス小売業構造の変化を概説している。Act, 1950 の問題を考えるに際しては、主として日曜営業の規制を取り除いた場合 (=自由化した場合) の、それが小売業にもたらす諸影響と諸変化が重要だからであるとその問題を提起する。

1950年と1982年を比較すると、依然として1店舗のみを所有する小売業者は多数存在するが、10店舗以上を有する企業は、数にして0.5%を占めるにすぎないにもかかわらず、売上高は67%と約7割近く占めるなど、大規模小売商業の市場支配が進行したと説明する。このような小売商業構造の変化の中で、Act, 1950 の法制以後の経緯を述べ、Act, 1950 廃法化の基礎となった「オウルド委員会」報告書の内容を考察し、その結果、同報告書は議論の内容と最終的提言＝廃法化に論理的脈絡が薄く、現在のイギリスの小売業界がかかえる諸問題に対しては何ら展望を与えることなく、既定の政治路線に乗って結論を急いだところに問題があると指摘する。

第4章では、Act, 1950 の廃止問題に対する諸説を検討している。この章では、日曜営業・営業時間規制反対論の立場からイギリス消費委員会、賛成論として教会関係者の見解、規制賛成であるが、法自体には改正すべき点が多々あるとするイギリス商業労働組合連合の見解を

紹介し、考察を加えている。いずれの立場に立っても困難な問題にぶつかることになるが、小売商業をめぐる問題は、その国、その地域の文化、風土が絡むものであることから、イギリスの伝統と変化の中で解決されていかなければならないであろうと著者は述べる。

第5章は、イギリスの流通政策に関する最終章で、営業時間規制政策、特に Sunday Trading Act, 1994（以下、Act, 1994 という）について述べている。

イギリスにおける日曜営業の議論に決着をつけたのが、Act, 1994 である。この法は、Act, 1950 の日曜営業に関する部分の修正法であると同時に、日曜営業の部分的解禁によって生じる日曜労働に関する規定の新設法である。日曜営業の部分解禁の諸問題として、法の有効性の確保、変則性の残存、小売業の売上等に与える影響等をあげるが、午前9時以前の商品などの搬入・搬出禁止規定を設けたことは、店舗近隣の住民を保護したものであり、この点は日本も多いに学ばなければならないと述べる。

#### 第6章 日本の出店規制政策

第6章以下は、日本の流通政策を論じており、第6章はその序章にあたる。本章では、第2次大戦後のわが国における小売商業に対する規制から調整へという変化を機軸に考察している。ここでは、研究史的な観点から商業政策における規制から調整への変化を論じ、それを第2次大戦をはさんで1940年頃までと1960年台以降に大別している。戦前は、百貨店規制問題が近代小売商業に対する公共政策であり、戦後に入っては中小商業問題が商業政策として注目されたが、いわゆる流通革命論が主張されてからは、商業政策から流通政策への転換、すなわち流通システム論が登場したと述べる。その後80年代になって大型店出店問題、消費者行政のあり方が小売商業に対する公共政策として重要視されるようになったとその研究史を概観している。

#### 第7章 流通ビジョンの国際化論

本章では、「流通近代化の展望と課題」、「70年代の流通ビジョン」、「80年代の流通産業ビジョン」、「90年代流通ビジョン」の各流通ビジョンを考察し、そこでいわれている「国際化」の本質は何かを論じている。日本資本主義の発展に伴って各ビジョンにおける国際化の内容は異なるが、ビジョンで欠落しているのは、勤労的消費者層の利益擁護の問題であると指摘する。

#### 第8章 規制緩和と商業調整

本章では、規制緩和が大店法を中心とする需給調整にいかなる意義をもっていたかを論じている。まず規制緩和の意味を問い直し、規制緩和は万能薬ではないし、またその受益者は誰かも考えなければならないと述べる。次に、商業調整（公的介入）の根拠としては、理念的＝風土的側面と現実的側面があるとし、前者には市場の失敗を公共政策で補正することがあげられ、後者には社会保障システムの未整備があげられ、この点についてはフランスのロワイエ法を紹介している。さらに、商業調整の主体は、日本では利害関係者であるのに対し、イギリスは地方自治体の計画当局である点が異なり、また特定商業集積法では市町村が整備主体として基本構想を策定する点では行政が介入しているといえるが、出店予定があつて基本構想を策定するというようなことがあれば、問題があると指摘する。

#### 第9章 商業調整の変遷と立地法

本章では、大型店と中小店に関する商業調整政策を根本的に転換し、大型店の立地に伴う周辺都市環境への影響を緩和するため大規模小売店舗立地法（以下、立地法という）が制定されたことによる日本の商業調整の考え方の変遷を述べている。

まず商業調整思想転換の理由を検討した上で、商業調整思想が規制→調整→自由へと変遷したプロセスを説明している。次に、立地法の政策転換上の問題点として、外圧回避戦略として従来どおりの需給調整を行うこととソフト・ランディング戦略をあげると同時に、地域住民の課題として生協の役割を強調する。

#### 第10章 流通政策の大転換

本章では、2000年の「流通政策の大転換」がいかなる性質、あるいは意義をもつのかについて論じている。まずなぜ転換なのかを問い直し、政策転換の根拠としてあげられている規制緩和、外圧論、大店法陳腐化論、社会的対応論はいずれもその根拠に明確さを欠けると指摘する。次に、都市計画と出店規制に言及し、まちづくりを都市計画に全面的に依存するのは無理であり、直接商業調整を対象とする法の必要性は大きいと述べる。さらに、大規模小売店舗と環境については、小売業の環境への対応のためにさらなる公共政策の必要があると主張する。

### 第11章 消費者政策と消費者の権利

本章では、消費者が被害を受けないための消費者の権利概念の確立を論じている。まず、消費者の概念を論じ、購入者論、取引主体論、生活者論それぞれの概念を説明している。次に、消費者の権利規定論の基本的前提となっているケネディ宣言をはじめとするアメリカの権利規定の系譜を述べた上で、日本における取組み等を論じている。また東京都消費生活条例における消費者の権利規定を述べ、消費者権利の保障が要請されていると指摘する。

### 第12章 消費者と生協

本章では、1960年代、70年代に急成長した生協が80年代になって成長が止まり、その再生の議論の中で原点に戻ることを論じている。まず生協の転換期論の意味について検討し、また「コープこうべ」の創造的復興論の内容を述べ、転換期論への対応としては、個別生協ごとの転換は慎重であること、まちづくりへのかかわり合いを深めること、そして専従職員の人材確保をあげる。

### 第13章 独禁政策と経団連

本章は、戦後制定された独禁法を根拠とする日本の独禁政策が日本独占資本主義の成長につれていかに歪められてきたかを析出したものである。まず独禁法改正の経緯について詳述し、その改正について経団連がどのような要求をしてきたかを説明する。次に、経団連の「見解」の論理に対する問題点を取上げ、経団連の諸見解を注意深く見守る必要があると述べる。

## 3. 視点と展望

以上、本書の構成と概要を述べたが、紹介するだけでもかなりの紙幅を割いてしまった。それだけ本書の内容がいかに深遠であるかがうかがえ、イギリスと日本の流通政策を比較考察した上で、日本の流通政策の本源的なあり方に光を当てようとした本書の価値は極めて高いといえる。評者自身、本書を通読して教えられることが多く、大変勉強になった。以下、評者の視点から本書の特徴をあげて、いくつかの感想を述べることにしよう。

第1に、本書のすべての論文を通じて、著者の考え、主張が首尾一貫していることである。本書に納められているのは、1976年から2003年に至る27年間にわたる13本

の論文である。この間、わが国の流通構造は大きく変化し、それに伴い時代の要請等に応じ、政策面においても、従来の政策の見直し、修正、あるいは転換等が行われてきた。これはイギリスにおいても同様である。しかし、このような政策の変更があっても、著者は流通政策を考える場合、勤労的消費者を中軸に据えて、その立場に立って政策をとらえていく、という基本的姿勢は全く変わらない。著者のしっかりとした学問的基盤が構築されていることの表れである。

第2に、本書に収録されている論文の中には相当以前に公表されたものも含まれるが、こんにちでも生き生きとした内容となっていることである。例えば本書の第11章「消費者政策と消費者の権利」は、1976年に原題「消費者の権利と消費者」『中京商学』（中京大学）として発行されたものであり、今から30年以上前の論文である。この他に1980年代に執筆された論文が5本含まれている。一般に、発行年月が古くなるほど、その内容は時間の経過、あるいは時代の変遷等により陳腐化することが多いが、上記に掲げた論文を含め本書に納められた論文は、最初に発行された時からみると相当の年月を経過しているにもかかわらず、現在読んでも新鮮で、現代に通じる生き生きとした内容となっている。これは何とすばらしいことか。著者の時流にとらわれることなく、流通政策の原理、原則を追求する一貫した研究姿勢によるものであり、誠に敬服するばかりである。

第3に、著者の哲学が随所に表れていることである。哲学というと古めかしい印象を与えるが、諸学の基礎は哲学にあり、といわれるほど学問には哲学が必要である。著者が一貫して述べている勤労的消費者という概念の他に、人間尊重の政策展開、規制緩和・調整政策への基本的考え、消費者の権利保護、環境対応、生協運動等について、著者の流通政策に対する哲学がしっかりとあらわれており、その哲学がどの論文においても揺ぎない確固たる学問的基盤に裏付けられたものとなっているため、説得力がある。

このように、著者の流通政策に対する一貫した考え、洞察力、哲学力はすばらしいものがあり、今後さらなる研究によって流通政策の展望を教え、導いていただけることを願っている。本書が流通、あるいは流通政策を研究する方々に広く読まれることを是非お勧めしたい。